

林業・木材産業省エネ機器等導入緊急支援事業 中間検査要領

制定 令和5年5月19日付け林第173号

(趣旨)

第1 林業・木材産業省エネ機器等導入緊急支援事業において中間検査を行う場合は、島根県農林水産関係補助事業等検査規程及び本要領によるものとする。

(状況報告)

第2 第1の規定に基づき、中間検査を依頼する事業実施主体は、事業が完了したときに速やかに別記様式第1号による完了届を知事に提出しなければならない。

(検査の実施)

第3 隠岐支庁長、農林水産振興センター所長及び農林水産振興センター地域事務所長（以下「農林水産振興センター所長等」という。）は、完了届を受理したときは速やかに検査を実施するものとする。

2 林業課が完了届を受理したものについては、必要に応じて農林水産振興センター所長等へ現地検査を依頼することができる。

3 農林水産振興センター所長等は、林業課から検査依頼があったときは、速やかに検査を実施するものとする。

附則

1 この要領は、令和5年5月19日から適用する。

別記様式第1号（第2関係）

番 号  
年 月 日

島根県知事 様

所在地  
名 称  
代表者職氏名

林業・木材産業省エネ機器等導入緊急支援事業 完了届

年 月 日付け指令林第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業のうち下記については、年 月 日に竣工したので報告します。

記

(単位:円)

事業種目	総事業費	経 費 内 訳	
		県補助金	その他

- (注1) 事業種目は、林業・木材産業省エネ機器等導入緊急支援事業費補助金交付要綱（令和4年6月30日付け林第384号）別表1を参照の上、記載すること。
- (注2) 完了届は、原則として交付決定した事業種目完了時に提出すること。ただし、1事業実施主体が1つの事業種目内において、複数の機器等を導入する場合には契約ごとの完了も可とする。